

令和	年	月	日
午	前	時	分
後			受領

令和5年8月18日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 山崎 裕二 ㊟

一般質問通告書

次のとおり通告します。(一問一答方式)

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 定住促進と固定資産税について	(1) 町内に住宅が建つ(リフォーム含む)など、新たに増えることは、町にとっても、多岐にわたる息の長いパフォーマンスを創出するものと推し量るが、想定できるインパクト(効果)として、具体的にどのようなことが指摘できるか。	町長
	(2) 地方税法 附則 第15条の6第1項、第15条の7第1項、同法施行令 附則 第12条第2項～第5項にもとづく新築住宅に係る固定資産税の減額措置の概要は。	町長
	(3) 同措置の目的、とりわけ、定住との関連において、同措置が後押ししているとみられる点は。	町長
	(4) 本年度の町における同措置 新規1年目の件数(賦課期日:本年1月1日)は。また、2・3年目の各件数は。	町長
	(5) 最近5年度(2019年度(令和元年度)～2023年度(令和5年度))において、同措置の対象となった件数(1～3年目の合計での件数)を、1年度あたりに平均すると、何件ほどで推移しているか。	町長
	(6) 同期間において、同措置によって、軽減した額(標準税率(1.4%)の2分の1(0.7%)相当分、1～3年目の合計の額)を、1年度あたりに平均すると、どのくらいになるか。また、1住宅あたりの軽減措置額[(6)÷(5)]はいくらほどか。	町長
	(7) 地方税法における課税免除または不均一課税などにもとづいて、市町村が独自に行っている固定資産税の減額措置などは、普通交付税による減収補填の対象外であるが、その意図・示唆するところは。	町長
	(8) 町企業立地奨励金は、町企業立地促進条例にもとづいて、3年間を限度として、固定資産税額に相当する額で町長が認定した額を、奨励金として交付する事業であるが、課税免除でなく、奨励金交付(奨励措置)という方式を採用したことによる(基準財政収入額、留保財源および超過税率の観点から捉えた)財政運営上のベネフィット(効果)は。	町長
	(9) 2021年度(令和3年度)の町企業立地奨励金は、ふるさと応援寄附金を財源として実施したが、その財政運営上のアドバンテージ(効果)は。	町長
	(10) 「人が暮らす、集う、定住・交流の基盤づくり」などを用途希望として、寄附いただいた町ふるさと応援寄附金を活用し、新築住宅に係る固定資産税の課税について、府内市町村に先駆けて、例えば、3年間、残り0.8%に相当する額を奨励金として(当該年度の固定資産税完納後に)給付するなど、町独自の定住促進奨励金制度を創設する(並行して、タウンプロモーションを鮮明に打ち出していく)ことによって、U・I・Jターンほか、町への若者などの定住を促し、「元気・希望・笑顔のあふれるまちづくり」をいっそう強力に推進していくべきではないか。	町長

質問事項	質問の要旨	質問の相手																																																	
2 農業委員会事務局職員の定数増について	<p>(1)町職員定数条例 第3条第7号において、農業委員会の事務部局の職員の定数を2人と定めているが、それぞれの事務分掌は。また、同定数を2人としたのは、いつからか。</p> <p>(2)府内26市町村における農業委員会事務局の職員定数は平均何人か。府内26市町村と比較して、町における同職員1人あたりの農業委員・農地利用最適化推進委員(以下、農業委員等)数[計41人÷2人=20.5人]は、どの水準にあるか。</p> <p>(3)府内20市町村において、農業委員会事務局の職員定数は3人以上となっているが、かかる実状に関して、どのような背景・要因が導出できるか。</p> <p>(4)農地等の利用の最適化の推進に関する事務にあたって、農業委員会事務局の職員数は、絶対的・慢性的に不足しており、常時、繁忙の状態にあると慮るが、この点は、農業委員会等に関する法律 第38条第1項にもとづいて、町長に提出のある意見書またはその際の意見交換の場で提起・共有されているのか。提起されていた場合、これまで、どのように返答してきたのか。</p> <p>(5)条例改正を行い、独立した行政委員会として、農業委員等のバックアップ体制が持続可能かつ強固なものとなるように、来年度から、農業委員会の事務部局への出向職員を増やすべきではないか。</p>	町長 町長 町長 町長 町長																																																	
3 検定料の補助について	<p>(1)2019年度(平成31年度・令和元年度)から、中学生英語力向上推進事業を実施しているが、年度ごとの申請者数は。</p> <p>(2)学習意欲の向上を図ることを広義の目的としつつ、実用英語技能検定(以下、英検)に限定し、検定料補助を行っている理由は。</p> <p>(3)町立中学校に在籍する生徒に限定し、検定料補助を行っている理由は。</p> <p>(4)中学 初級程度の5級、中学 中級程度の4級を加えず、中学 卒業程度の3級以上に限定し、検定料補助を行っている理由は。あわせて、昨年度までの4年間における学年および受験級の累計をクロス集計した場合、申請者の傾向として、どのような特徴が浮き彫りになるか。</p> <table border="1" data-bbox="280 1339 1305 1704"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>3級</th> <th>準2級</th> <th>2級</th> <th>準1級</th> <th>1級</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル</td> <td>中学卒業</td> <td>高校中級</td> <td>高校卒業</td> <td>大学中級</td> <td>大学卒業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検定料</td> <td>4600円</td> <td>5600円</td> <td>6300円</td> <td>9700円</td> <td>11700円</td> <td>小計</td> </tr> <tr> <td>中学1年生</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>中学2年生</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>中学3年生</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>100.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)1生徒あたり、年度内1回1000円に限定し、検定料補助を行っている理由は。</p> <p>(6)組上に載せてきた数々の限定理由などにも鑑みつつ、教育委員会として、本事業の成果や反響、課題などをどのようにとりまとめているか。</p> <p>(7)要綱を改め、各種検定の受験を通じた学習意欲の向上および保護者負担の軽減を図ることを目的(趣旨)として、補助対象を、英検、日本漢字能力検定または実用数学技能検定の初級程度から受験する本町在住の中学生(の保護者)に拡充し、かつ、現行の補助回数・補助額から、例えば、検定ごとに1回あるいは複数回、半額補助ないし全額補助などとし、引き上げることによって、町が掲げる「教育と子育ての町」の理念を、いっそう明瞭に見える化していくべきではないか。</p>	級	3級	準2級	2級	準1級	1級		レベル	中学卒業	高校中級	高校卒業	大学中級	大学卒業		検定料	4600円	5600円	6300円	9700円	11700円	小計	中学1年生	%	%	%	%	%	%	中学2年生	%	%	%	%	%	%	中学3年生	%	%	%	%	%	%	小計	%	%	%	%	%	100.00%	教育長 教育長 教育長 教育長 教育長 教育長
級	3級	準2級	2級	準1級	1級																																														
レベル	中学卒業	高校中級	高校卒業	大学中級	大学卒業																																														
検定料	4600円	5600円	6300円	9700円	11700円	小計																																													
中学1年生	%	%	%	%	%	%																																													
中学2年生	%	%	%	%	%	%																																													
中学3年生	%	%	%	%	%	%																																													
小計	%	%	%	%	%	100.00%																																													

質問事項	質問の要旨	質問の相手
4 町営バスについて	<p>(1) スクール便1路線あたりの維持運営に係る基準財政需要額はいくらで、町においては、何路線が該当しているか。また、26:竹野線は含まれているか。</p> <p>(2) スクール便の学校ごとの乗車時間は、最短と最長でそれぞれ何分程度か。</p> <p>(3) 市森から丹波ひかり小学校へ通学する児童は、登校時は、26:竹野線として、スクール便がある(約7分)が、下校時は、M72:高原下山線のスクール便に乗り、みのりが丘・夕陽ヶ丘、実勢方面の児童が降車後、市森に向かっている(約25分)。下校時に、単独のスクール便を運行していないのはなぜか。登校時と比べて、下校時は3.5倍ほどの長時間乗車となるが、登・下校時の差は、児童の最低限の通学手段を確保する上で、差し支えないとの判断か。</p> <p>(4) スクール便として、新規に14人乗りバスを必要とした場合、活用可能な財源は。</p> <p>(5) W10: 桧山和知線の時刻表上の所要時間は、桧山始発で、一例を挙げると、和知中学校から本庄までのおよそ1km区間が2分であるのに対して、本庄から次の停留所 終点の和知駅までのおよそ300m区間で5分となっている。時速4kmとして、徒歩でも4分半ほどの距離だが、5分とした所以は。</p> <p>(6) 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令 第6条第1号ルに規定する国保特別調整交付金、なかでも、へき地直営診療所運営費のあらまし、該当する診療所(種別)および昨年度決算における交付額は。</p> <p>(7) W10: 桧山和知線を、京丹波町役場を経過地(停留所)とする路線に変更するとともに、並行して、26:竹野線の時刻を改正し、京丹波町役場で連絡(乗り換え)することによって、懸案となっていた国保京丹波町病院の午前受付が可能となる町営バス運行が実現できると思えるがどうか。</p> <p>(8) 26:竹野線を、14人乗りバスで運行し、丹波ひかり小からの下校時においても、常時、スクール便のダイヤを組むこと、さらには、町道 蒲生西階線をフリー乗降区間(一部)とした路線に変更することで、通学・交通アクセス、利便性の飛躍的な高まりが期待できる。公共交通対策は待ったなしの状況であることを銘肝し、早期の実現を目指して、一連の協議を進めていくべきではないか。</p> <p>(9) 12月29日から年末運休に入ると、お正月(ハレ・団らんの料理など)の買い物に制約が生じているなど、町民のご意見を聞いている。合併当初の頃のように、本年度、再試行的に、例えば、晦日、大晦日または両日の午前中の町営バス運行をしてはどうか。</p>	<p>町長</p> <p>町長 町長・教育長</p> <p>町長 町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長・教育長</p> <p>町長</p>

- 1 質問の要旨は、具体的に記載する。
- 2 質問の相手は、町長、行政委員会の長、または監査委員とする。